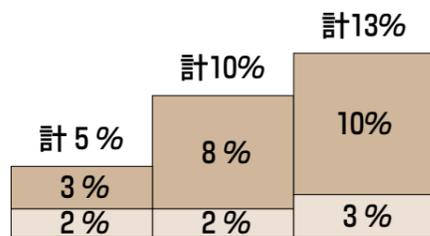


国から地方への税源移譲で 市県民税が変わります

皆さんに身近な公共サービスの多くは市町村が行っていますが、地方税の配分割合が低いため、市町村は国税を財源とする国庫補助金に依存しています。しかし、それでは多くの公共サービスが国の補助基準や予算に左右されて、市町村が自ら使い道を決めることができません。そこで使い道の決まっている国の補助金を減らし、その分、税源を国から地方に移すことによって、市町村は財源を自らの権限で使える範囲が広がり、地域の事情やニーズにあった最適な事業・サービスを行うことができるようになります。なお、税源移譲によって、市県民税の負担が増える代わりに所得税の負担が減るため、個々の納税者の負担合計額は変わりません。

市県民税（所得割）の税率が一律10%に

改正前(平成18年度)



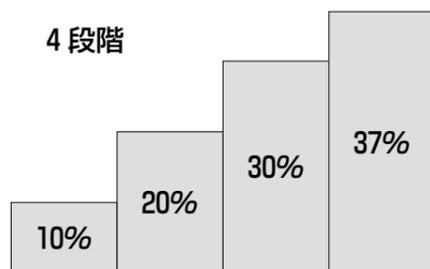
課税標準額	税率	速算控除額
～200万円	市民税3% 県民税2%	0円
200万円～700万円	市民税8% 県民税2%	100,000円
700万円～	市民税10% 県民税3%	240,000円

改正後(平成19年度)



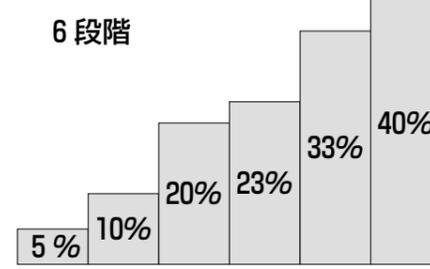
課税標準額	税率
一律	計10% 市民税6% 県民税4%

改正前(平成18年分)



課税標準額	税率	速算控除額
～330万円	10%	0円
330万円～900万円	20%	330,000円
900万円～1,800万円	30%	1,230,000円
1,800万円～	37%	2,490,000円

改正後(平成19年分)



課税標準額	税率	速算控除額
～195万円	5%	0円
195万円～330万円	10%	97,500円
330万円～695万円	20%	427,500円
695万円～900万円	23%	636,000円
900万円～1,800万円	33%	1,536,000円
1,800万円～	40%	2,796,000円

用語解説

【課税標準額】 所得金額から所得控除額を差し引いた残りの金額

【速算控除額】 課税標準額に税率をかけて算出した税額から差し引くことのできる金額

《市県民税について》

市県民税には、均等の額を負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」があります。その年の1月1日現在に住んでいる市で、前年(1月～12月)に所得があった人に課税されます。なお、県民税は市民税とあわせて納めていただくことになっています。

税源移譲による個人の負担増を調整します

市県民税と所得税では、基礎控除や扶養控除等の人的控除額に差(右表参照)があり、同じ収入金額でも市県民税の課税標準額は、所得税よりも多くなっています。市県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまうことになります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、個人の税負担が変わらないようにするため、「調整控除」という税額控除が創設されました。

市県民税と所得税の人的控除額の差

	市県民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

調整控除(次の額を市県民税所得割額から控除します)

課税標準額が200万円以下の場合
次のいずれか少ない額×5%(市民税3%、県民税2%)
● 人的控除額の差の合計額
● 課税標準額
課税標準額が200万円を超える場合
{人的控除額の差の合計額 - (課税標準額 - 200万円)} × 5%
※2,500円未満の場合は2,500円を控除します。

定率控除は廃止となります

平成11年度から適用されている定率控除は、平成19年度から廃止されることになりました。(平成18年度は市県民税所得割額の7.5%<上限2万円>を控除)

65歳以上の非課税廃止に伴う経過措置

平成17年1月1日の時点で65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成18年度は3分の1の税額で課税されましたが、平成19年度は3分の2の税額で課税されます。(平成20年度からは全額で課税されます)

市県民税所得割の分離課税等に係る税率割合等を改正

個人の市県民税所得割の分離課税等に係る税率割合等が、総合課税の所得割の税率改正(市民税6%、県民税4%)に合わせて改正されました。

税源移譲でどうなる、

わたしの税額？

給与収入500万円のAさんの場合

給与収入500万円(所得金額346万円) 社会保険料50万円 家族は妻(所得なし)、子ども2人(14歳・18歳)
 所得控除額や税率は8、9ページ参照。

所得税 移譲前 平成18年分

$$\left(\begin{array}{l} \text{所得金額} \\ 346\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{所得控除額} \\ 227\text{万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{税率} \\ 10\% \end{array} - \begin{array}{l} \text{定率減税額} \\ 1\text{万}1,900\text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{所得税額} \\ 10\text{万}7,100\text{円} \end{array} \quad \text{C}$$

← 課税標準額119万円 →

← **A** 算出所得税額11万9,000円 →

定率減税=平成18年分は算出所得税額に10%を乗じた額(上限12万5,000円)。平成19年分は廃止。

所得税 移譲後 平成19年分

$$\left(\begin{array}{l} \text{所得金額} \\ 346\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{所得控除額} \\ 227\text{万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{税率} \\ 5\% \end{array} - \begin{array}{l} \text{定率減税} \\ \text{廃止 } 0\text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{所得税額} \\ 5\text{万}9,500\text{円} \end{array} \quad \text{E}$$

← 課税標準額119万円 →

← **D** 算出所得税額5万9,500円 →

市県民税 移譲前 平成18年度分

$$\left(\begin{array}{l} \text{所得金額} \\ 346\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{所得控除額} \\ 194\text{万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{税率} \\ 5\% \end{array} - \begin{array}{l} \text{定率控除額} \\ 5,700\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ 4,000\text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{市県民税額} \\ 7\text{万}4,300\text{円} \end{array} \quad \text{C}$$

← 課税標準額152万円 →

← **a** 算出所得割額7万6,000円 →

← 所得割額7万0,300円 →

定率控除=平成18年度は算出所得割額に7.5%を乗じた額(上限2万円)。平成19年度は廃止。

市県民税 移譲後 平成19年度分

$$\left(\begin{array}{l} \text{所得金額} \\ 346\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{所得控除額} \\ 194\text{万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{税率} \\ 10\% \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整控除額} \\ 1\text{万}6,500\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ 4,000\text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{市県民税額} \\ 13\text{万}9,500\text{円} \end{array} \quad \text{E}$$

← 課税標準額152万円 →

← **d** 算出所得割額-調整控除額13万5,500円 →

← 所得割額13万5,500円 →

調整控除額は8ページ参照。Aさんの場合、人的控除の差額33万円 < 課税標準額152万円 > のため33万円×5%

まとめ

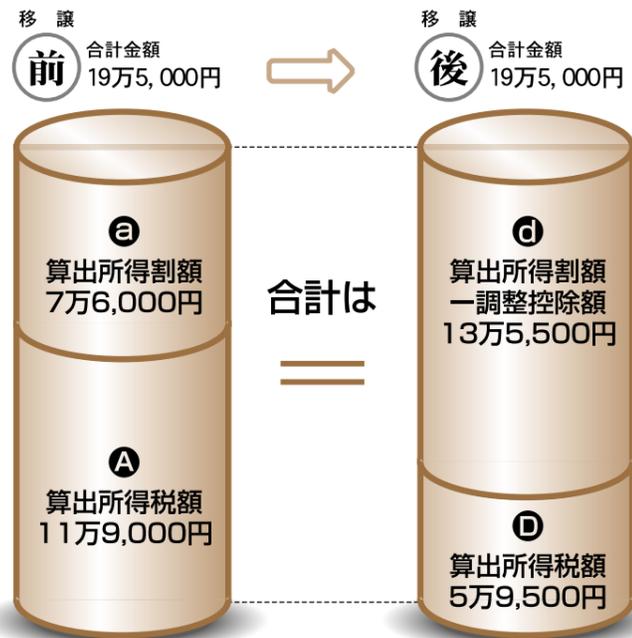
市県民税所得割の10%比例税率化に伴い所得税の税率構造も見直されます。人的控除の差に対応した減額措置なども講じられるため、税源移譲の前後で所得税と市県民税の合計額は変わりません。

しかし、所得税における定率減税、市県民税における定率控除が廃止になったことによる影響があることにご留意ください。

問い合わせ▶市税課

1 国から地方への税源移譲では所得税と市県民税の合計額に増減はありません

税源移譲前後の算出所得税額と算出所得割額の合計額を比較すると、税額の増減はないことがわかります。



2 しかし、定率減税、定率控除の廃止による影響があります

税源移譲前後の実際の税額(所得税額と市県民税額)の合計額を比較すると、Aさんの場合、実質増加していることがわかります。これは所得税の定率減税と市県民税の定率控除の廃止によるものです。

